

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年3月8日

愛媛県立新居浜工業高等学校長 一色 俊宏

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立新居浜工業高等学校
第一教棟本館及び第一教棟西館外壁等調査業務

(2) 委託業務名及び数量

愛媛県立新居浜工業高等学校
第一教棟本館及び第一教棟西館外壁調査業務委託 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書等による。

(4) 委託期限

令和4年3月31日（木）

(5) 委託業務の履行場所

愛媛県立新居浜工業高等学校
第一教棟本館及び第一教棟西館

(6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員（ただし、建築物調査員にあつては、特定建築物調査員（旧：特殊建築物等調査資格者）である者に限る。）を擁し、建築基準法第12条第2項に基づく点検のうち、「外装仕上げ材等」の調査項目に係る「タイル、石貼り等、モルタル等外壁」について全面打診等を

行い、劣化及び損傷の状況を確認、報告できる者であること。

なお、上記の者で、一級建築士、二級建築士又はこれらの者を使用する者である場合は、3（4）に掲げる開札日時までに建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の建築士事務所登録が完了または完了予定であること。

（3） 上記（3）の外、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

（4） 4 の（3）アに掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

3 入札書の提出場所等

（1） 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先
愛媛県立新居浜工業高等学校事務室

〒790-0004

愛媛県新居浜市北新町 8 番 1 号

電話番号 0897-37-2029

（2） 入札書の受領期間

令和 4 年 3 月 15 日(火)午前 8 時 20 分から 3 月 17 日(木)午後 4 時 50 分まで

（3） 入札説明書の交付方法

令和 4 年 3 月 8 日(火)から 3 月 10 日(木)までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（令和 3 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成 27 年法律第 33 号）第 32 条第 2 項の規定により変更となった祝日を含む。）を除く。）の午前 8 時 20 分から午後 4 時 50 分までをいう。）に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立新居浜工業高等学校ホームページにおいて公表する。

（4） 開札の日時及び場所

令和 4 年 3 月 18 日(金)午後 3 時 00 分

愛媛県立新居浜工業高等学校 大会議室

4 その他

（1） 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（2） 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限：令和4年3月10日(木)午後4時50分

イ 提出場所：3の(1)に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると学校長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

イ 詳細は、入札説明書による。